

実践ゼミ

飲食料品に係る2年間の 消費税率引下げについて

税理士 山本佐代子

公益財団法人 日本税務研究センター

(本研修は令和8年9月15日閣議決定の大綱及び国税庁公表資料に基づく制度案を前提として
います。研修収録時点では法案成立前であり、今後内容が変更される可能性があります。)

【目 次】

- 1 対象品目と適用税率
- 2 税率変更に伴う経過的な取り扱い
- 3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例
- 4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例
- 5 簡易課税制度の計算方法の特例
- 6 中間申告制度の特例
- 7 飲食料品の総額表示義務の特例

1 対象品目と適用税率

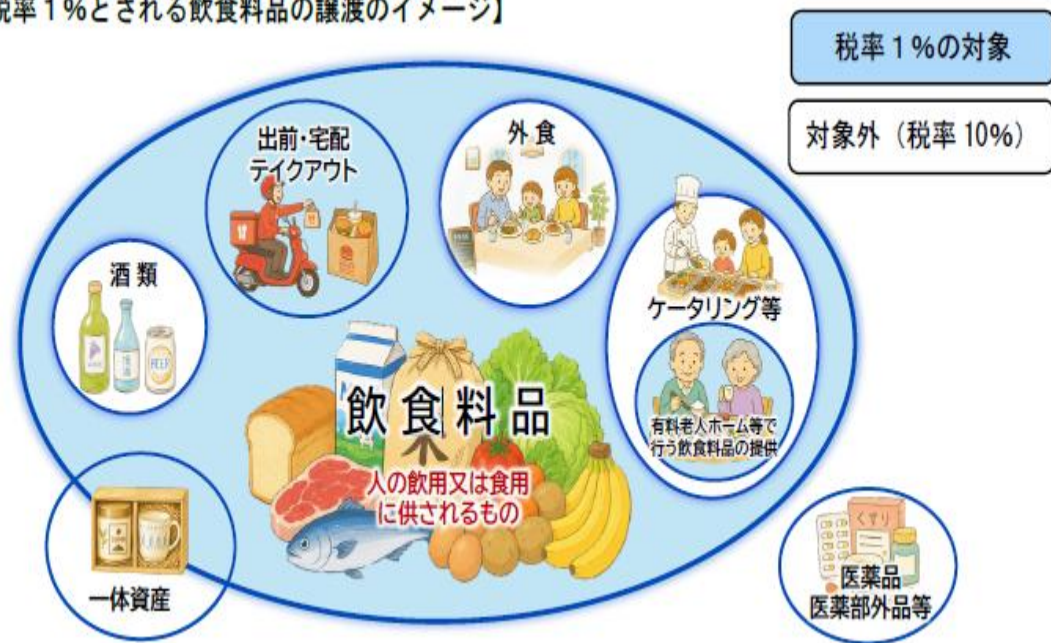
税率1%の対象とされるのは、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われる**飲食料品の販売**及び飲食料品の保税地域からの引取りとなります。

●飲食料品とは、**食品表示法に規定する食品**(酒類を除きます。)をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。

※ 税率1%の対象とされる飲食料品の範囲は、**令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、**人の飲用又は食用に供されるもの**です。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

【税率1%とされる飲食料品の譲渡のイメージ】



用語の説明

出前・宅配 出前・宅配など、単に飲食料品を届けるだけのものは、税率1%の対象とされます。

テイクアウト 飲食店業等を営む事業者が行うものであっても、持ち帰り(テイクアウト)は、単なる飲食料品の販売であり、税率1%の対象とされます。

外食 飲食店業等を営む事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備(飲食設備)がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、税率10%の対象とされます。

ケータリング等 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供をいい、税率10%の対象とされます。ただし、ケータリング等の中でも、有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供や学校給食など一定のものは、税率1%の対象とされます。

一体資産 食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が税率1%の対象とされます。

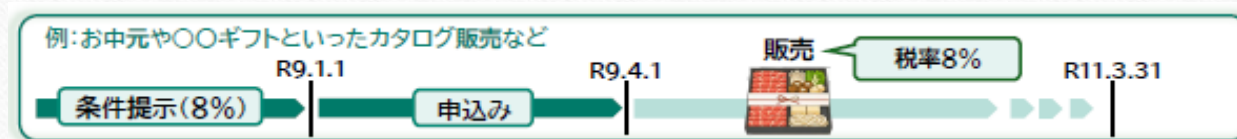
2 税率変更に伴う経過的な取り扱い

令和9年4月1日以後に行う飲食料品の販売については、原則として税率1%が適用されますが、次の取引を行う場合には、税率8%が適用されます。

①令和9年1月1日前に締結した**定期供給契約**(不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する契約をいい、税率1%を前提とするものを除きます。)に基づき同年4月1日前に対価の領収をしている同日以後に行われる飲食料品の販売(その対価を領収している部分に限ります。)



②**通信販売の方法**により令和9年1月1日前にその販売条件の提示(税率1%を前提とするものを除きます。)が行われ同年4月1日前に申込みを受けた同日以後に行われる飲食料品の販売



※ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

※ 令和9年4月1日前に行われた飲食料品の販売のうち、所得税法上の**現金主義の適用**を受けている**小規模事業者**や**国・地方公共団体**(これらに準ずる法人を含みます。)に係る**資産の譲渡等の時期の特例**により、同日以後に行われたとされるものについても、税率8%が適用されます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 消費税の納付税額は、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除(仕入税額控除)して計算します。そのため、控除対象となる仕入税額が売上税額を上回る場合、**還付が生じます**。
- 飲食料品の販売を行う事業者は、仕入れが標準税率(10%)で売上げが税率1%となる場合、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、**消費税の還付を受けられる可能性**があります。
- また、**免税事業者が、還付を受ける**には、事前(その課税期間が始まる前)に「**課税事業者選択届出書**」を提出し、**課税事業者となることを選択しておく必要**があります。
- 今回の改正では、**飲食料品の販売を行う免税事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間中に**、その課税期間から課税事業者となることを選択する旨を記載した「**課税事業者選択届出書**」を提出することで、その課税期間から**課税事業者となることができる**特例が設けられます。

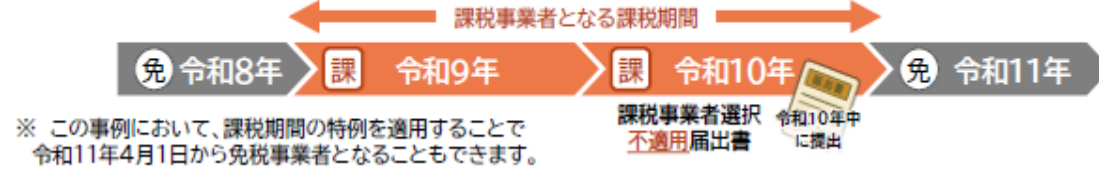


- この例の場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、同日から3月31日までの間に行う飲食料品の販売については、税率8%を適用して消費税の申告を行うこととなります。
(同様に、例えば、令和11年も課税事業者を選択し続ける場合、同年4月1日から12月31日までの間に行う飲食料品の販売についても、税率8%を適用して申告を行うこととなります。)
- また、「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった場合、原則として**2年間は、課税事業者として消費税の申告が必要**となります。例えば、令和9年に課税事業者を選択した個人事業者の場合、令和9年及び令和10年は課税事業者となります。令和11年から免税事業者となる場合※、令和10年中に「**課税事業者選択不適用届出書**」を提出する**必要**があります。

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下である等、課税事業者を選択していなければ免税事業者となる課税期間であることが前提となります。

※この3の特例の適用を受ける場合、**届出書の「参考事項」欄に「飲食料品特例」と記載**して提出します。

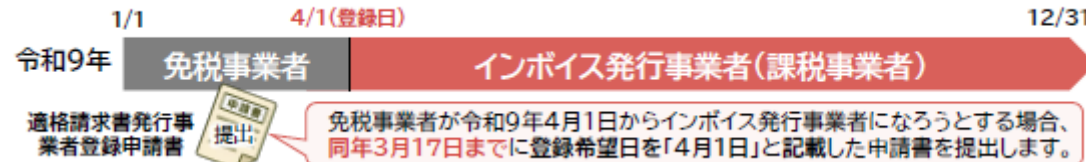
【前ページの例で、令和11年から免税事業者となる場合】



●免税事業者は、上記の特例によらず、「適格請求書発行事業者の登録申請書」のみを提出すれば、登録希望日（この申請書の提出日から15日以後の登録を受ける日として事業者が希望する日）から課税事業者（インボイス発行事業者）となる経過措置があります。この経過措置を適用すれば、**令和9年の任意の日（例えば、税率引下げにあわせて4月1日）から課税事業者となることもできます**（この登録を受けた場合、原則としてインボイスを交付する義務等が課されます。）。

【個人事業者・12月決算法人の例】

※ この例の場合、1月から3月までの取引は申告の対象外となります。



●この経過措置を適用した場合、インボイス発行事業者の登録をやめたとしても、登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までは、課税事業者として消費税の申告が必要となります。また、免税事業者となる※1には、**免税事業者になろうとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要**があります※2。

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下である等、インボイス発行事業者でなければ免税事業者となる課税期間であることが前提となります。

※2 インボイス発行事業者の登録を受けている間は、課税事業者となります。

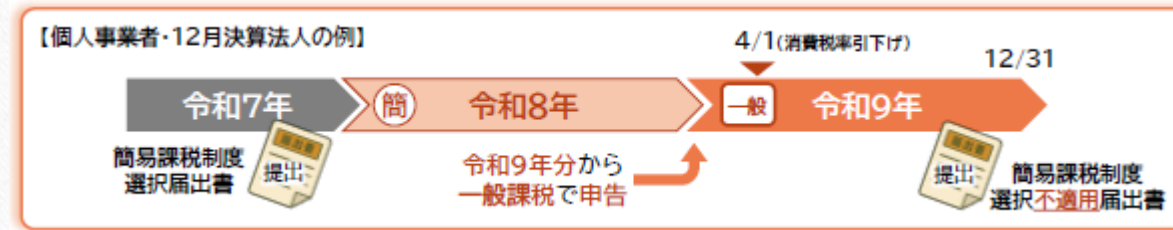
【令和9年4月1日からインボイス発行事業者となった個人事業者が令和12年から免税事業者となる例】



※ 登録日以後2年を経過する日(R11.3.31)の属する課税期間(令和11年)までは課税事業者となります。
なお、この事例において、インボイス発行事業者の登録をやめ、かつ、課税期間の特例を適用することで税率引下げが終了した令和11年4月1日から免税事業者となることもできます。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 簡易課税制度を適用している場合、売上税額に対して、業種区分ごとに設定された「みなし仕入率」を乗じて仕入税額の計算を行うことになりますので、一般課税により計算したとすれば、売上税額より実際の控除対象仕入税額が大きくなる場合であっても、**還付を受けることはできません。**
- 還付を受けるには、**簡易課税制度の適用を受けることをやめて一般課税となる必要**がありますが、そのためには「簡易課税制度選択不適用届出書」を、その課税期間が始まる前(例えば、個人事業者が令和9年から一般課税となる場合、令和8年末)までに提出する必要があります。
- 今回の改正では、**飲食料品の販売を行い、かつ、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間中に、その課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することで、その課税期間から一般課税により申告ができる特例**が設けられます。
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税制度の適用を受けている事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件(いわゆる2年縛り)は適用しない**こととされます。



- この4の特例の適用を受ける場合、届出書の「参考事項」欄に「**飲食料品特例**」と記載して提出します。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

●飲食料品の販売を行う事業者が簡易課税制度を適用して申告する場合※、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売(1%対象)**に係る**売上税額と同額の仕入税額を計上**することとされます(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)

※ 2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。



●簡易課税制度の計算においては、みなし仕入率に関する75%ルールを適用して計算することもできます。この75%ルールの判定や計算については、**飲食料品の販売(1%対象)**に係る取引を除いて行うこととされます。

●例えば、上記例のように飲食料品の販売の他に2種類の事業を営む事業者において、他の2種類の事業のうち「1種類の事業の課税売上高」が「他の2種類の事業の課税売上高」の75%以上を占める場合には、75%ルールを適用し、その**75%以上を占める事業のみなし仕入率を用いて計算**することもできます。

売上税額

60万円 - (20万円 + 32万円) = 8万円となります。

6 中間申告制度の特例

●今回の改正では、中間申告書を提出すべき事業者について、次の特例が設けられます。

●消費税率引下げにより、飲食料品の小売店など**飲食料品の販売を主に行っている事業者**は、**売上税額が減少し**、また、飲食店などの仕入れが**税率1%で売上げが標準税率(10%)となる事業者**は、**消費税率引下げの終了後に仕入税額が増加**することで、それぞれ中間納付税額が過大となることが想定されます。

①消費税率引下げの開始時

令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1% (引下げ後の消費税率) が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額 (国、地方の税額。税額がなければゼロ。②において同じです。) を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。

②消費税率引下げの終了時

令和11年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。



●特例の適用を受けるための手続

仮決算による中間申告を行う場合、申告書(第一表及び第二表)のほか、付表を添付して提出する必要がありますが(消法43④)、この特例により申告を行う場合には、申告書(第一表)のみの提出で差し支えありません。また、申告書(第一表)の税額の計算においては「⑪欄(納付税額)」、「⑫欄(納付譲渡割額)」及び「⑯欄(消費税及び地方消費税の合計税額)」のみ記載します。

【仮決算による中間申告書の記載イメージ】

白	元号	年	月	日	課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書	白	元号	年	月	日				
NO1	令和	9	4	1	中間	NO3	令和	9	4	1				
白	元号	年	月	日	NO2	令和	10	3	31	NO4	令和	9	9	30

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	① G01 〇〇〇
消費税額	② G02
控除額	③ G03
控除対象仕入税額	④ G04
控除額	⑤ G05
税額割れに係る税額	⑥ G06
消費税額(小計)	⑦ G07
消費税額(合計)	⑧ G08
中間納付税額	⑨ G09 〇〇
納付税額	⑩ G10 〇〇
納付税額(小計)	⑪ G11 273,000
納付税額(合計)	⑫ G12 〇〇
控除額	⑬ G13
控除額(小計)	⑭ G14 〇〇
控除額(合計)	⑮ G15
この申告書による地方消費税の税額の計算	⑯ G16
課税標準額	⑰ G17
課税標準額(小計)	⑱ G18 〇〇
課税標準額(合計)	⑲ G19
課税標準額	⑳ G20 〇〇
課税標準額(小計)	㉑ G21 〇〇
課税標準額(合計)	㉒ G22 77,000
課税標準額	㉓ G23 〇〇
課税標準額(小計)	㉔ G24
課税標準額(合計)	㉕ G25 〇〇
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖ G26 350,000

中間申告の提出の 対象期間	白	元号	年	月	日
NO3	令和	9	4	1	
NO4	令和	9	9	30	

課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G29
課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G30
課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G31
課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G32
課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G33
課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G34
課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G35
課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G36
課税標準額の適用	1: 適用あり 2: 適用なし	G37

金融機関名	201
支店名	202
支店区分	203
支店区分	204
支店区分	205
支店区分	206
支店区分	207
支店区分	208
支店区分	209
支店区分	210
支店区分	211
支店区分	212
支店区分	213
支店区分	214
支店区分	215
支店区分	216
支店区分	217
支店区分	218
支店区分	219
支店区分	220
支店区分	221
支店区分	222
支店区分	223
支店区分	224
支店区分	225
支店区分	226
支店区分	227
支店区分	228
支店区分	229
支店区分	230

7 飲食料品の総額表示義務の特例

●課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、消費税額等を含めた価格を消費者が一目で分かるようにする観点から、税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。

●今回の改正では、税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが「困難な事情」がある場合、令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていること(誤認防止措置)を条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます(新旧税率の混在による表示も認められます。)

●令和9年2月1日～3月31日:1%表示を認める特例

●令和9年4月1日～5月31日:8%表示を認める特例

●「困難な事情」とは
夜間の値札の貼り替え作業に対応できない
カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている等
の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。

※税抜価格(本体価格)のみを表示するなど税込価格を表示しない方法は、引き続き認められません。

※消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

この棚の商品は、税率8%に基づく税込価格で表示しています。レジでは税率1%で精算いたします。



108円



216円

税率1%での税込価格が表示されている値札は、赤色の値札となっています。その他の値札では、税率8%での税込価格が表示されている場合がありますが、レジでは税率1%で精算いたします。



101円



216円

【令和9年4月1日の制度開始に向けた申告実務上の確認事項】

- ・ 課税事業者かどうか？(基準期間の課税売上高は？インボイス登録事業者か？)
- ・ 飲食料品を取り扱っているか？
- ・ 課税事業者なら簡易課税の届出を提出しているか？
- ・ 飲食料品以外の事業がないか？
- ・ 免税事業者なら課税事業者を選択すべきかは検討が必要
(例えば、棚卸資産、設備投資、課税期間等も含め個別に検討が必要)

本制度は今後の法案審議等により変更される可能性があります。国税庁等の最新の公表資料を随時ご確認ください、実務対応をアップデートしてください。

適応に関しては、まだまだ検討することは出てくると思いますが、納税者にとって、間違いがないように最善の注意が必要だと思います。